

令和元年度補正予算

# ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金

を全面バックアップ！



経営革新等支援機関

株式会社Gサポート

TEL.082-504-0303

広島市中区大手町 5 丁目 17-13

お問い合わせ  
お申し込みは

Gサポート

検索



<https://www.gsupport.biz>

# 補助金を活用した設備投資で生産性向上を図りませんか？

## ■ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金とは

中小企業・小規模事業者等が相次いで直面する制度変更（働き方改革等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等、及び新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラムの経費の一部を補助することにより、生産性向上を図ることを目的とした補助金です。

## ■ 対象となる事業者は

### 1. 一般型及びグローバル型

以下の要件のいずれも満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等。

- ① 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
- ② 事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
- ③ 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%増加

### 2. ビジネスモデル構築型

中小企業・小規模事業者等30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを実施する者。

## ■ 補助金制度の概要

事業概要	補助上限額 (補助下限額)	補助率
1. 一般型 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	1,000万円 (100万円)	中小企業 2分の1 小規模事業者 3分の2
2. グローバル型 海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引上げ。	3,000万円 (100万円)	中小企業 2分の1 小規模事業者 3分の2
3. ビジネスモデル構築型 中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助。(例：面的デジタル化支援、デジタルキャンプ、ロボット導入FS等)	1億円 (100万円)	支援者 定額補助

※新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「特別枠」を新たに設け、優先的に支援されます。さらに、業種別のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を別枠（事業再開枠）で上乗せされます。

## ■ 申請受付期間

1次締め切り：3/31    2次締め切り：5/20    3次締め切り：8/3  
4次締め切り：11/26    5次締め切り：2月予定

## ■ 補助予定件数    約3万件

## ■ 公的支援制度を活用するメリット

- ★ 設備投資による資金面のリスクを、公的な補助金により軽減できる。
- ★ 市場の動向を踏まえ、自社の課題を解決するための事業計画が策定できる。
- ★ 事業計画が公的に認められることで、大きな自信を得られる。
- ★ 社員、金融機関、支援者や協力会社に対する信頼性が向上する。
- ★ 公的支援機関や金融機関、投資家、メディア、異業種の事業者等の協力を得られやすくなり、支援のネットワークが広がる。



## ご支援内容

### ■ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 補助事業計画の策定・申請支援

補助金申請に必要な事業計画の作成を次のステップで支援します。

1. 事業環境分析
2. 補助事業に関する基本方針の決定
3. 生産性向上に関する技術上の課題の特定
4. 課題の解決策の明確化
5. 実行計画（成果目標、実施体制、スケジュール）の策定
6. 事業化計画（市場調査、成長戦略、資金調達、財務計画）

### ■ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 補助事業計画の推進支援

当該補助金は、経営革新等支援機関の全面的なバックアップを受けて行うことが要件の一つとなっています。

Gサポートは認定経営革新等支援機関として、補助金採択後の事業推進をサポートします。

- ① 補助事業計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言を行います。
- ② 補助事業計画を実施した案件に関する継続的なモニタリングを行います。
- ③ 個別専門的な課題に対し、公的支援機関、金融機関及び各分野の専門家と連携した支援を行います。
- ④ その他、補助事業における課題全般に係る指導及び助言を行います。

### ■ 経営革新計画の作成・承認申請支援

中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。国や都道府県に計画が承認されると様々な支援策の対象となる他、計画策定をとおして現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できます。

※ 今回の補助金制度での加点項目です。

### ■ 事業継続力強化計画の作成・承認申請支援

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

※ 今回の補助金制度での加点項目です。

※ 防災・減災設備に対する税制措置の例

取得した一定の設備等について取得価額の20%の特別償却が適用できます。

※ 低利融資（基準利率から0.9%引下げ）、信用保証枠の拡大等の金融支援を受けることができます。

### ■ 経営力向上計画の作成・承認申請支援

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

※ 中小企業等経営強化法に基づく税制措置の例

法人税について、即時償却または取得価額の10%の税額控除が選択適用できます。

※ 低利融資（基準利率から0.9%引下げ）、信用保証枠の拡大等の金融支援を受けることができます。

### ■ 先端設備等導入計画の作成・承認申請支援

中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を受けることができます。

※ 生産性向上特別措置法に基づく税制措置の例

固定資産税が3年間ゼロになります。（固定資産税の特例）

※ 民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。

# ▶▶ (株) Gサポートとは

## ■ ものづくり補助金 これまでの支援実績

これまでご支援させて頂いた

製造業者様の 採択実績 約85%

(昨年度の実績 100%)

その他、公的支援施策を活用した支援実績多数



## ■ 認定経営革新等支援機関

(株) Gサポートは、平成29年6月30日付けにて経営革新等支援機関に認定されました。

経営革新等支援機関とは「中小企業経営力強化支援法」に基づき、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うことを目的として認定される機関です。

- ①経営の「見える化」支援、②事業計画の策定支援、
- ③事業計画の実行支援、④モニタリング支援、
- ⑤中小企業・小規模事業者への会計の定着支援、
- ⑥その他経営改善等に係る支援全般、
- ⑦中小企業支援施策と連携した支援を行います。




## ■ 中小企業診断士

(株) Gサポートは、中小企業診断士の在籍するコンサルティング会社です。

中小企業診断士は、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家として、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録します。企業の成長戦略策定やその実行のためのアドバイスを中心に、中小企業と行政・金融機関等を繋ぐパイプ役、また、専門的知識を活用しての中小企業施策の適切な活用支援等を行います。



 企業のGood Practiceを  
サポートする  
株式会社Gサポート

〒730-0051 広島市中区大手町 5-17-13

TEL 082-504-0303

FAX 082-504-0304

E-mail gsupport@godo.gr.jp

URL <https://www.gsupport.biz>